





決裁 伺	村 長	助 役	総務課長	参 事	課長補佐	係 長	係 長
							

市町村第 631号
平成17年8月8日

市町村有施設
アスベスト対策担当課長 様

新潟県総合政策部市町村課長

市町村有建築物に係るアスベスト対策概要調査について (照会)

アスベストによる健康被害が深刻な社会問題となっているため、「アスベスト問題への対応について (通知)」(平成17年7月28日付け環対第190号)でも各市町村有施設において必要な対策を講じていただくようお願いしたところです。

そのためには、市町村有施設のうち対策が必要な建築物を特定し、危険なものについては早急に措置を講じていく必要があります。

既に独自にアスベストの使用状況調査等を始められた市町村もあるところですが、市町村有建築物におけるアスベスト対応の状況を把握したいので、下記により回答願います。

記

1 調査票及び調査要領
別添のとおり

2 回答期限及び方法

- ・期限：8月19日(金)
- ・方法：電子メールにファイル添付して回答
- ・回答ファイル名：「アスベスト(市町村名).xls」
- ・メールタイトル：「アスベスト概要回答(市町村名)」
- ・報告先メールアドレス：t020160h@mail.pref.niigata.jp

3 備考

総務省からの調査指示により、調査内容等の追加がありうるので、予めご承知置きください。

担当：市町村課財政第2係
吉田・村山

電話(直通)：025-280-5059



全16枚

1/1



環 対 第 190 号
平成17年7月28日

市 町 村 長 様
(環境担当課)

新潟県アスベスト対策推進連絡会議事務局
新潟県県民生活・環境部環境対策課長

アスベスト問題への対応について (通知)

アスベストによる健康被害については、現在、全国的に深刻な社会問題となっており、当県においても県民の健康不安が高まっています。

このため、県では別紙のとおり、国の機関及び県の関係部局で構成する「新潟県アスベスト対策推進連絡会議」を設置し、関係機関が情報の共有と連携を図りながら取り組みを進めていくこととしました。

については、今後、県の取り組みへの協力をお願いするとともに、貴市(町、村)におかれても住民への周知、市(町、村)有施設に係る必要な対策の実施等、アスベスト問題への対応について遺漏のないようお願いいたします。

担当 環境対策課 水島
Tel 025(280)5694

調 査 要 領

1 調査対象建築物と調査概要

全ての市町村有建築物（行政財産・普通財産）を対象として、次に掲げる建材（以下、「吹き付けアスベスト等」という。）を使用しているものの対処状況を調査する。

①吹き付け石綿等

石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）第2条第1項に定める石綿等で、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたもの。

※ いわゆる「吹き付けアスベスト」、「吹き付けロックウール」及び「吹き付けひる石パーミキュライト」等と呼ばれているもので、含有する石綿の重量が当該製品の重量の1%を超えるもの。

②折板裏打ち石綿断熱材

鋼板製屋根用折板等に主として結露防止等のために張り付けられたもので、石綿を含有する製品。

ただし、今回の調査はあくまで概要調査であるため、財産台帳等をもとに対象建築物を可能な限りリストアップし、回答期限までに把握された範囲でアスベストの使用状況等を回答してください。

なお、今後調査を継続する予定であり、回答期限後の把握も進めてください。

2 調査対象建材の特定方法

(1) 設計図書等による確認

設計図書等に基づき、その建築物に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて検討を行い、調査対象建材及びその使用部位を特定する。

その際、いわゆる「吹き付けアスベスト」又は「吹き付けロックウール」と呼ばれているものについては、別紙2の品目例に示すものに該当するか否かが、一つの具体的判断基準と考えられる。

ただし、この品目例の他にも調査対象建材に該当するものがある可能性があるため、必要に応じて分析調査を行い、調査漏れのないように留意すること。

(2) 現地における目視確認

調査に当たっては、現地で目視により調査対象建材の状態を確認する（ただし、囲い込み状態（3(2)⑥【選択肢】の説明参照）にあるもの等、隠ぺいされているもので、点検口がなく、壁又は天井等を一部撤去する必要があるなど目視による確認が困難なものはこの限りではない。また、調査時にばく露しないように十分注意すること。）。)

【吹き付けアスベスト・吹き付けロックウールの品目例】

別紙2に示す30品目（吹き付けアスベスト9品目、石綿を含有する吹き付けロックウール17品目及び湿式石綿含有吹き付け材4品目）

（品目については、（財）日本建築センターの「既存建築物の吹付けアスベスト粉

じん飛散防止処理技術指針・同解説」、(社)日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針(平成17年4月)」及び環境省の「吹き付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」等を参考に作成されたもの。

※ なお、折板裏打ち石綿断熱材及び吹き付けひる石(パーミキュライト)等と呼ばれているものについては、判断基準の参考となる資料を示すことができないので、調査対象建材の特定に当たっては、必要に応じて分析調査を行い、調査漏れのないように留意すること。

3 「市町村有建築物 アスベスト対策概要調査」調査票入力方法

(1) 調査票の概要

本調査票は、行政財産分・普通財産分に調査票を分け、それぞれ市町村有建築物ごとに、吹き付けアスベスト等の使用状況とそれに対する対処の状況を入力する。

(2) 各入力欄への入力上の留意点

① 「施設名称」欄

「役場庁舎」、「〇〇小学校」といった施設の名称を入力する。

小・中学校における体育館部分やボイラー室部分など独立してその施設の行政目的を達することができない建築物を必要以上に細分化する必要はないが、公営住宅等のように、同一団地に竣工年度の異なる棟が複数存在しており、それぞれにリストアップすることが適当な場合には、「〇〇住宅A棟」といった入力を行う。

② 「用途コード」欄

「施設名称」欄に掲げた各施設を区分するため、それぞれ該当するコードを半角数字で入力するが、後日別途指示により入力することとし、現段階では空欄とする。

③ 「竣工年度」欄

「施設名称」欄に掲げた各施設の竣工年度を半角数字だけで入力する。

【事例】

平成8年度竣工は、「H8」ではなく「8」と入力

昭和45年度竣工は、「S45」ではなく「45」と入力

【参考】建築物の竣工年度と吹き付けアスベストの使用状況の関係

○吹き付け石綿は、概ね昭和30年頃から昭和50年頃にかけて使用されていた。

○石綿のうち有害性の高いアモサイト(茶石綿)及びクロシドライト(青石綿)を含有した製品は、平成7年に製造等が禁止されている。

○上記の年度は、建材使用としては概ねのものであり、禁止されるまでに生産された建材を使用した建築物の場合は、建材に石綿が含有されている可能性がある。

④「吹き付けアスベスト等の有無」欄

吹き付け石綿等又は折板裏打ち石綿断熱材の使用の有無について、入力する。入力するセルにカーソルを移動させると、ドロップダウンリストが表示されるので、選択して入力する。

【選択肢】

「吹き付けアスベスト及び吹き付けロックウールのみ該当」、「吹き付けアスベスト等全体を有する」、「該当なし」、「調査中」、「不明（調査未実施）」

- 選択肢のうち、「吹き付けアスベスト及び吹き付けロックウールのみ該当」、「吹き付けアスベスト等全体を有する」、「該当なし」は過去の調査等で、1の①及び②に掲げた調査対象建材の使用有無が判明しているもの。
- 「調査中」は、使用状況が判然とせず不明であるが、実際に調査に着手したもの。
- 「不明（調査未実施）」は、使用状況が不明で、なおかつ調査等も未実施のもの。

⑤「調査実施予定」欄

④「吹き付けアスベスト等の有無」欄で、「不明（調査未実施）」を選択した場合に、有無を確認するための調査実施（予定）年と月を、それぞれ半角数字で入力する。

⑥「対処状況」欄

「吹き付けアスベスト等の有無」欄で、「有り」を選択した場合に、処置状況について入力する。入力するセルにカーソルを移動させると、ドロップダウンリストが表示されるので、選択して入力する。

【選択肢】

「措置済み」、「未措置であるが被害の恐れがない」、「未措置で被害の恐れがある」、「不明」

- 選択肢のうち、「措置済み」は、すでに“封じ込め状態”又は“囲い込み状態”（以下「措置済状態」という。）にあるもの。
 - ※「封じ込め状態」：吹き付け石綿等をそのまま残し、薬剤等によりアスベスト等の表層等を固着化して、粉じんが飛散しない状態。
 - ※「囲い込み状態」：吹き付け石綿等が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆われ、粉じんが飛散しない状態。
- 「未措置であるが被害の恐れがない」は、措置済状態ではないが、吹き付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないもの。
- 「未措置で被害の恐れがある」は、措置済状態ではなく、吹き付けアスベスト等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの。
なお、「未措置で被害の恐れがある」に該当するものは、直ちに石綿等の除去を行うなど法令に基づき適切な措置を講じること。

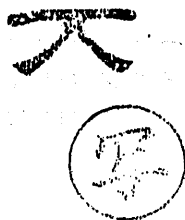
4 その他

アスベストはその繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれており、通常の使用状態では、板状に固めた建材の危険性は低いと考えられるため、アスベストを含有するボード類、床材及び保温材等は、本調査対象外としている。

これらについても、建築物の解体工事等をする場合の労働者保護の観点から、関係法令等に基づき適切に対処する必要があり、石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）第8条、第9条に基づき、これらの使用状況について、把握に努める必要があるので注意すること。なお、参考資料として（社）日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針（平成17年4月）」の抜粋を添付するので参考にすること。

5 参考資料

- ①「吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」（環境省 地方自治体向け手引き）【<http://www.env.go.jp/air/osen/law/01.pdf>】
- ②「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」（環境省 事業者向け手引き）1/2【http://www.env.go.jp/air/osen/law/02_1.pdf】
- ③「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」（環境省 事業者向け手引き）2/2【http://www.env.go.jp/air/osen/law/02_2.pdf】
- ④「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」（（財）日本建築センター）

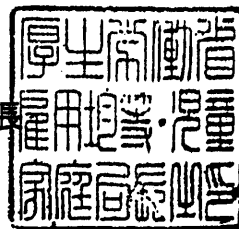


別添 1

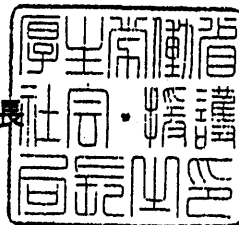
雇児発第 0801001号
社援発第 0801001号
障発第 0801001号
老発第 0801001号
平成17年8月1日

都道府県知事
指定都市市長
中核市長
各 殿

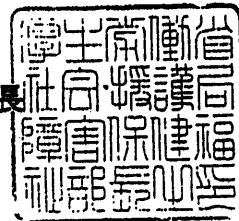
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



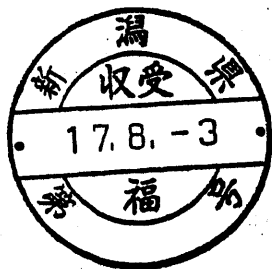
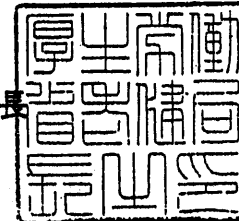
厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



厚生労働省老健局長



社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について(依頼)

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、従来より、「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について」(昭和63年2月16日付社施第19号)、「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」(昭和63年5月20日付社施第79号)、「社会福祉施設のアスベスト処理工事に係る国庫負担(補助)協議について」(昭和63年5月20日付社施第80号)等により適切な対応をお願いしてきたところです。

昨今、事業所等でのアスベスト(石綿)被害が社会問題化していることに鑑み、施設入所者等の安全対策に万全を期すために、社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査を実施することとしました。

つきましては、別紙「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査要領」に基づき、調査表を作成の上、平成17年10月31日(月)までに提出していただくようお願いいたします。

また、貴都道府県・指定都市・中核市におかれては、建築関係部局、環境関係部局、保健衛生関係部局と十分連携の上、所轄の社会福祉施設等に対し、調査を依頼するとともに、取りまとめて頂きますようお願いいたします。

なお、社会福祉施設等の設置者等に対して、調査の結果、特に露出面に吹付けアスベスト類等があり、安定していて飛散の恐れがない場合であっても、破損の際には、アスベスト繊維が飛散する恐れがあることから、職員、入所者等に周知徹底を図るとともに、アスベスト繊維が飛散しないよう施設の適切な維持管理を行うよう指導願います。

(以下略)

社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査要領

1 調査対象施設

- (1) 別紙 1 「調査対象施設及び調査結果提出先」に記載の施設を対象とする。
 なお、新潟市内に所在する社会福祉施設等に対する取扱いは、次のとおりとする。

- ① 新潟市内に所在する精神障害者社会復帰施設等・・・要回答
 [(別紙 1) の 2 (47) ~ (56) に該当する施設]
- ② 新潟市内に所在する①以外の施設・・・・・・・・回答不要 (新潟市から別途調査依頼予定。)

- (2) アスベスト(石綿)が無い施設についても、調査対象とする。

2 調査対象建材等

(1) 調査対象建材

平成 8 年度以前に竣工した建築物に使用されている、次に掲げるもの。(以下、「アスベスト(石綿)等」という。)

※ 平成 8 年度以前に竣工した建築物には、平成 8 年度以前に竣工した建築物を改修する等して平成 9 年度以降に整備した施設を含む。

- ① 吹付けアスベスト(石綿)等
 石綿障害予防規則(平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号)第 2 条第 1 項に定めるアスベスト(石綿)等で、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたもの。

※ いわゆる「吹付けアスベスト(石綿)」、「吹付けロックウール」及び「吹付けひる石(パーミキュライト)」等と呼ばれているもので、含有する石綿の重量が当該製品の重量の 1% を超えるもの。

- ② 折板裏打ちアスベスト(石綿)断熱材
 鋼板製屋根用折板等に主として結露防止等のために張り付けられたもので、アスベスト(石綿)を含有する製品。

(2) 調査対象建材の特定方法

設計図書等に基づき、その建築物に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて検討を行い、調査対象建材及びその使用部位を特定する。その際、いわゆる「吹付けアスベスト(石綿)」又は「吹付けロックウール」と呼ばれているものについては、下記に示す品目例に示すものに該当するか否かが、一つの具体的判断基準と考えられる。ただし、この品目例の他にも調査対象建材に該当するものがある可能性があるため、必要に応じて分析調査を行い、調査漏れのないように留意すること。

また、調査に当たっては、現地で目視により調査対象建材の状態を確認する(ただし、囲い込み状態(3 ③参照)にあるもの等、隠ぺいされているもので、点検口がなく、壁又は天井等を一部撤去する必要がある等、目視による確認が困難なものはこの限りではない。また、調査時にばく露しないよう十分注意すること。)

○ 「吹付けアスベスト(石綿)」、「吹付けロックウール」品目例

「別紙 2」に示す 30 品目(吹付けアスベスト(石綿) 9 品目、アスベスト(石綿)を含有する吹付けロックウール 17 品目及び湿式アスベスト(石綿)含有吹き付け材 4 品目)

(品目については、(財)日本建築センターの「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」、(社)日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針(平成 17 年 4 月)」及び環境省の「吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」等を参考に作成したもの。)

注) なお、「折板裏打ちアスベスト(石綿)断熱材」及び「吹付けひる石(バーミキュライト)」等と呼ばれているものについては、判断基準の参考となる資料を示すことができないので、調査対象建材の特定に当たっては、必要に応じて分析調査を行い、調査漏れのないように留意すること。

3 調査実施方法

別紙1に示す「調査対象施設」が有する建築物に使用されている建材のうち、2(1)に示す「調査対象建材等」に該当するものを特定し、下記「調査項目」の①から⑤に掲げる調査項目について調査表を作成すること。

調査表は、別紙1に示す厚生労働省の所管施設ごとに下記「調査表の種類」のとおり作成すること。すなわち、調査表の作成に当たっては「吹付けアスベスト(石綿)」、「吹付けロックウール」、「吹付けひる石(バーミキュライト)」、「折板裏打ちアスベスト(石綿)断熱材等、全てのアスベスト(石綿)の使用状況等、及び2(1)①の「吹付けアスベスト(石綿)等」のうち、「吹付けアスベスト(石綿)」及び「吹付けロックウール」のみの使用状況等について、別葉の調査表を作成することとなる。

◎調査項目

- ① 施設種別ごとの総床面積
- ② アスベスト(石綿)等が使用されている室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの面積の合計。
- ③ ②に示すもののうち、「封じ込め状態^{*ア}」又は「囲い込み状態^{*イ}」(以下「措置済状態」という。)にある室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの面積の合計。

※ア「封じ込め状態」…吹付けアスベスト(石綿)等をそのまま残し、薬剤等によりアスベスト等の表層等を固着化して、粉じんが飛散しない状態。

※イ「囲い込み状態」…吹付けアスベスト(石綿)等が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆われ、粉じんが飛散しない状態。

- ④ ②に示すもののうち、「措置済状態」ではないが、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等によるアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散により、ばく露の恐れがない室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積の合計。

- ⑤ ②に示すもののうち、「措置済状態」ではなく、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等によるアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散により、ばく露の恐れがある^{*}室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積の合計。

なお、「⑤」に該当するものは、直ちにアスベスト(石綿)等の除去を行うなど、法令等に基づき適切な措置を講じること。

※「吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等によるアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散により、ばく露の恐れがある」等の状態については、「7参考資料」に掲げている環境省が作成する「吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」を参照すること。

◎調査表の種類

調査対象施設(別紙1)	調査範囲	調査対象建材等全体の使用状況等	「吹付けアスベスト(石綿)」及び「吹付けロックウール」のみの使用状況等
社会・援護局関係調査対象施設		(別紙3-1A)	(別紙3-1B)
障害保健福祉部関係調査対象施設		(別紙3-2A)	(別紙3-2B)
老健局関係調査対象施設		(別紙3-3A)	(別紙3-3B)
雇用均等・児童家庭局関係調査対象施設		(別紙3-4A)	(別紙3-4B)

4 調査表提出期限

平成17年10月11日(火)必着

5 調査表提出先・照会先

別紙1「調査対象施設及び調査結果提出先」に記載のとおり。(施設種別により提出先が異なるので注意すること。)提出は、郵便、FAX又は電子メールで行うこと。

なお、提出先が複数の課にまたがる場合、いずれか一課にまとめて送付してもよい。

6 その他

(1) アスベストはその繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれており、通常の使用状態では、板状に固められた建材の危険性は低いと考えられるため、アスベスト(石綿)を含有するボード類、~~床材及び保温材等は、本調査対象外としている。~~これらについても、建築物の解体工事等をする場合の労働者保護の観点から、関係法令等に基づき適切に対処する必要がある。石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)第8条等の趣旨を踏まえ、これらの使用状況について、把握に努める必要がある。注意すること。

なお、参考資料として(社)日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針(平成17年4月)」の抜粋を添付するので参考にすること(別紙4)。

(2) 調査表の記載例を本通知の末尾に添付したので、参考とすること。

(3) 調査表様式の電子データ(エクセル)が必要な場合は、別紙1に記載されている、各【調査表提出先・照会先】のメールアドレスあてに、電子メールで連絡すること。おって、当該電子メールあてに様式の電子データを添付して返信する。

なお、その際、電子メールの題名は、必ず「アスベスト調査表希望」とし、電子メールの本文には何も記載しなくてよい。

7 参考資料

- ・「吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」(環境省 地方自治体向け手引き)【<http://www.env.go.jp/air/osen/law/01.pdf>】
- ・「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」(環境省 事業者向け手引き) 1/2【http://www.env.go.jp/air/osen/law/02_1.pdf】
- ・「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」(環境省 事業者向け手引き) 2/2【http://www.env.go.jp/air/osen/law/02_2.pdf】
- ・「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」((財)日本建築センター)
- ・石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧(別紙5)

吹き付けアスベスト・吹き付けロックウールの品目例

区 分		商 品 名
吹き付けアスベスト (石綿)の 商品名(例) (9商品)	※2 通則 認定	トムレックス
		プロベスト
		ノザワコーベックス
		オバベスト
		サーモテックスA
		リンペット
		ハイフレックス
		スターレックス
	※2 個別 認定	防湿モルベスト

注1) 昭和50年以降は施工していない(※1)。

注2) トムレックスは、吹き付けを意味することで使用されている場合があるので、昭和50年以降の設計図書に、この商品名がある場合は、石綿含有の有無の確認が必要である(※1)。

区 分		商 品 名
アスベスト(石綿)を 含有する 吹き付けロックウールの 商品名(例) (17商品)	※2 通則 認定	スプレーテックス
		スプレーエース
		スプレイクラフト
		サーモテックス
		ニッカウール(昭和62年12月大臣指定取消し)
		プロベストR
		アサノスプレーコート
		バルカロック
		ハイフレックス
		ベリーコートR
		スターレックスR(昭和57年7月大臣指定取消し)
		オバベストR
		タイカレックス
	浅野ダイアブロック(昭和50年10月大臣指定取消し)	
※2 個別 認定	吹き付けロックンライト	
湿式石綿含有吹き付け材 商品名 (4商品)	サンウエット	
	トムウエット	
	(アサノ)スプレーコートウエット	
	バルカーウエット	
		プロベストウエット

注3) 昭和56年以前の施工では、石綿を含有していない場合があるので、石綿含有の有無の確認が必要である(※1)。

注4) 湿式石綿含有吹き付け材については、昭和63年以前の施工では、石綿を含有していない場合があるので、石綿含有の有無の確認が必要である(※1)。

注5) 昭和56年以降に生産された製品には、石綿は含まれていない(※2、3)。

【参考資料】

※1: 「既存建築物における石綿使用の事前診断整理指針」(平成17年4月 社団法人日本石綿協会)

※2: 「吹き付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」(環境省環境管理局大気環境課)

※3: 「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」(昭和63年6月 日本建築センター)

社団法人 日本石綿協会 発行

「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針（平成17年4月）」より

表 2.8 石綿含有建築材料の商品名と製造時期一覧表

石綿含有建築材料		製造終了年	
一般名	商品名		
スレート波板	大波板 各品種	～2004	
	中波板 各品種	～2004	
	小波板 各品種	～2004	
	リブ波板 各品種	～2004	
	その他波板(超大波等) 各品種	～2004	
	役物 各品種	～2004	
スレートボード	フレキシブル板	ウベフレキシブルボード	～1997
		浅野フレキシブルボード	～2000
		朝日フレキシブルボード	～1987
		アスクフレキシブルボード	～2000
		A&Aフレキシブルボード	～2004
		大嶽フレキシブルボード	～1987
		フレキラF	～2001
		FAボード	～2000
		FKボード	～2002
		ノザワフレキシブルシート	～2004
		三菱フレキシブルボード	～2001
		フジハイボード	～1983
		平板	ウベ平板
	浅野パネルボード		～2000
	朝日平板		～1987
	アスク平板		～2000
	A&Aパネルボード		～2002
	大嶽大平板		～1987
	フレキラS		～2000
ノザワ平板	～1985		
三菱平板	～2001		
スレートボード	軟質板	ウベ軟質板	～1997
		ライトボード	～2004
		ASボード	～2000
		大嶽軟質板	～1987
		フレキラN	～1980
		ノザワアスベニア	～1980
		三菱アスベストベニヤ	～1992
	軟質フレキシブル板	セットボード#101	～2000

石綿含有建築材料		製造終了年
一般名	商品名	
パルプセメント板	NKボード	～1977
	サンワボード	～2004
	防火板	～1987
	防火ボード	～2004
	防火ライト	～2000
	アートライト	～2000
	フジハイ	～1989
	フジクリーンはるいた	～2000
	スーパーライトS	～1988
	新生ボード	～2003
	アサヒ防火板	～2000
けい酸カルシウム板 第二種	ダイアスライト	～1990
	キャスライトH	～1990
	キャスライトL	～1987
	ケイカライト	～1987
	ケイカライトL	～1987
	カルシライト1号	～1987
	カルシライト2号	～1987
	ソニックライト一号	～1987
	ソニックライト二号	～1987
	タイカライト1号	～1986
	タイカライト2号	～1987
	サーモボード	～1973
	ヒシライト	～1997
	ダイオライト	—
耐火被覆板	トムボード	～1973
	コーベックスマット	～1978
	リフライト	～1973
	プロベストボード	～1973
	サーモボード	～1973
	サイネックス	～2000
窯業系サイディング	完璧	～1998
	ほんぼん	～1988
	UBボード	～2004
	かべ一番	～2004
	ラムダ ラムダワイド	～2004

石綿含有建築材料		製造終了年
一般名	商品名	
その他 (ボード)	NPラックス	～1992
	ラックスD	～1990
	アスラックス	～1991
	ホームタイル	～1991
	ホームラックス	～1992
	浅野エフジーボード	～1992
	ネオジーボード	～1994
	朝日耐火野地板	～1987
	アスク耐火野地板	～2000
	A&A耐火野地板	～2004
	NKトップボード	～1982
	ノザワタフベスト	～2004
	ノザワAC-FS	～2004
	ノザワハイバーム	～2004
	ノザワバームライト	～2001
	ノザワバイタレックス	～2001
	浅野インシュレーションパネル	～1990
	その他 (パネル)	浅野エレクションボード
浅野エレクションパネル		～1990
浅野サーモニーパネル		～1979
浅野制振パネル		～2000
浅野スタッドレスパネル		～1991
朝日コルゲートインパネル		～1980
朝日サーモニーパネル		～1979
朝日耐火パネルM		～1987
朝日耐火パネルW		～1987
アスク耐火パネルM		～2000
アスク耐火パネルW		～2000
朝日フェザーパネル		～1987
朝日エバーライトパネル		～1987
朝日ダムパネル		～1987
アスクダムパネル		～2000
A&AM制振パネル		～2004
浅野アモパネル		～2004
耐火アモパネル		～2004
耐火MRパネル		～2004
ニチアスパネル		～1992